

令和 7 年度のと里山空港の脱炭素化に向けた調査業務委託
仕様書

1. 委託業務名

令和 7 年度のと里山空港の脱炭素化に向けた調査業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで

3. 業務目的

本業務は、現在、国に申請中の「のと里山空港脱炭素化推進計画（案）」（以下「脱炭素化推進計画案」という。）において目指す、のと里山空港の 2050 年カーボンニュートラル化を実現可能とするための手法、災害時の拠点としての機能強化の手法等を調査するものである。

具体的には、計画案に掲げる 2030 年度、2050 年度の目標を達成するために、太陽光発電設備の適地調査や蓄電池の整備、空港施設及び滑走路の LED 化等の省エネ設備の導入、空港車両の EV 化などについて、新たな技術の開発状況等をふまえて最大限実施するための手法の可能性調査を実施するものである。

これらにより、カーボンニュートラル空港の実現と、災害時の拠点としての機能強化（災害レジリエンス強化）に取り組む。

4. 業務の内容

（1）再生可能エネルギー導入手法の検討

「のと里山空港脱炭素化推進計画(案)」に記載の取組、削減目標に基づき、再生可能エネルギー発電施設設置箇所の検討、導入する再生可能エネルギーの種類、自家消費方式や PPA 方式といった設置方法など、具体的な導入手法を検討する。

導入手法の検討にあたっては、最も効果的、経済的な導入手法となるよう、複数の案を比較し、検討するものとする。

【検討事項】

- ① のと空港の脱炭素化に向け、気候や地形等を考慮した効果的な再生可能エネルギーの導入、省エネ手法の提案
- ② 具体的な導入手法（PPA、自家発）の提案
- ③ 空港車両の脱炭素化の提案
- ④ 脱炭素化による防災力強化、交流人口の増加に向けた提案
（非常時の地域への電力供給のありかた、EV 等による広域周遊の促進）

(2) のと里山空港における建築施設の省エネ化に係る調査・検討

ア. 調査対象施設の設定

業務で調査の対象とする施設は、脱炭素化推進計画案 10 ページ「図 2.3-2」に記載の各建築施設等とする。

イ. 施設等の調査方法

施設等の調査は、詳細調査を行う訪問調査とすること。

対象施設はアで示した施設とする。なお、各施設への協力依頼は、能登空港管理事務所等と協力して行うこと。

ウ. 調査内容

のと里山空港の特性を考慮したうえで、導入効果の高い創エネ・省エネの導入を検討するため、以下の現況データを収集・整理する。

- ・調査対象施設のエネルギー使用状況の把握、エネルギー消費量や設備の運転状況
- ・調査対象施設の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく BEI

(Building Energy Index)

エ. 検討内容

経済性・環境性・社会性の導入効果の高い設備導入に向けて調査し結果を整理する。

- ・調査対象施設の『ZEB』化

※『ZEB』とは、国立研究開発法人建築研究所が公表している建築物のエネルギー消費性能計算プログラムを使用して計算される BEI が $BEI \leq 0.00$ となるものを指す

- ・設備等更新に係る費用の算出

(3) その他

ア. 現状の二酸化炭素排出量の把握

脱炭素計画案及び各施設への訪問調査に基づき、全体の二酸化炭素排出量を算出すること。

イ. 各施設等での二酸化炭素排出削減対策の提案

詳細な二酸化炭素排出削減ポテンシャルについて、費用対効果を考慮した実現性の高い二酸化炭素排出削減対策の検討を以下の手順で行い、検討結果をまとめた資料を作成したうえで県へ提示すること。

- i) 各機器の運用改善や高効率機器への更新の検討
- ii) 各エネルギー使用設備のシステム変更による二酸化炭素排出削減対策の検討

ウ．費用対効果等の算出

費用対効果の算出は、上記検討による費用効果と概算事業費により算出することとし、その結果をまとめた資料を作成したうえで県に提示すること。なお、概算事業費の算出にあたっては利用可能な補助金を調査し、該当する補助金を踏まえたものとする。

ただし、二酸化炭素排出削減対策の費用対効果を明確にするため、通常更新した場合の概算事業費との比較（差額）での評価も併記すること。また、リースや ESCO 等の事業スキームまで含めて費用対効果等の算出を行うこと。

（４）報告書の作成

調査結果を報告書としてとりまとめること。

５．成果物

次のものを電子データを収納した電子媒体（DVD-R）で提出すること。

- ・ 報告書
- ・ 概要説明資料

なお、報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

６．打合せ・協議等

業務着手時 １回
成果品納入時 １回
その他随時

７．その他

- （１）業務の遂行に当たっては、随時、委託者との打合せを行い、委託者の意向を業務に十分反映させること。
- （２）受託者は、本調査の結果及び参考資料等、この業務のために委託者が提供する資料の一切については、委託者の許可なくして、この業務以外での使用又は第三者に譲渡、提供等の行為をしてはならない。
- （３）受託者は、業務遂行に当たり、この仕様書に明記していないことがあった場合又はこの仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、その他業務に関し問題等が生じたときは、速やかに委託者と協議の上、誠意をもって解決するよう努めるものとする。